

Q&A

 チラシ・ポップ類も申請は必要ですか？

A. 必要です。ただし、使用の許可を受けた商品のPR・販売促進であれば、商品と一体的なものとなりますので、ご使用いただけます。その場合は事前に事務局へご連絡ください。

 食品に使用することもできますか？

A. 使用できます。食品に使用する場合は、保健所の営業許可書の写しも必要となりますので、添付して申請してください。

 個人で使用する場合も申請は必要ですか？

A. 個人で紙等に使用する場合は、申請は必要ありません。使用する際は『伊勢市の観光PRキャラクターはなてらすちゃん』または『©2008 伊勢市』と記載してください。

ただし、個人でも営利目的となる場合には申請が必要です。